

第 8 回 自治基本条例策定チーム会議

■日時

平成 26 年 2 月 6 日（木） 19：00～@高森町役場 3F 中会議室

■出席者：5/10 名

■議事内容

(19：05)

1.あいさつ

2.資料の説明及びディスカッション

■資料の説明 ※前回と同様

・資料 1（A3 縦 4 ページ）

前回の資料 2。左側に条例たたき台、左側にそれについての課題などをまとめたもの。

・資料 2（A4 縦 6 ページ）

上記資料 1 の論点をまとめたもの。

・資料 3（A4 横 6 ページ）

資料 2 の論点に合わせて、先行自治体の条例を比較したもの。

「高森人」

「自らの地域を知ることが、郷土愛や誇りを育てます。また、これからのまちづくりとは、人と人がつながることが重要になります。高森人とは、そのような郷土愛や誇りを持ち、人と人がつながりお互いを認め合う町民のことを言います。」

M 委員 言葉としては不適。「町民」ではいけないのか？

M2 委員 賛成。門戸を広げてとらえる。前回の「町民」のという言葉と相反してしまう。今の段階では言葉で表現すると違和感がある。浸透していない。排他的なニュアンスを感じる。外から来た人にとっては特に嫌な響き。理念は良いものと思っている。

Y 委員 解説の中では入れてもよいのでは。

→定義をする必要がなくなる。条例の原則として、上記波線の部分を生かしていく。

2-2 基本理念・原則

情報の共有原則

「高森町が目指す地域経営の確立には、わたしたち町民の主体的な活動が基本であり、そのために地域経営に関する情報を共有することを基本に進めなければなりません。」

・「共有」の定義…情報の量と質を同じにすること（ニセコ町長片山健也氏）

・情報共有の定義・概念（ニセコ町まちづくり基本条例手引書）

定義：町と町民とが町政に関する情報を保有し、及び活用することをいう。

概念：情報共有は、行政からの一方的な情報提供だけではなく、町民相互の情報発信があつてこそ成り立つものである。

→情報共有は基本。これがあつてはじめてそれぞれの担い手の主体的な活動が生まれる（大杉覚教授講演会より）。

→同様の議論は、まちパワ委員会の中でも出てきている。

A 委員 地域経営の情報とは何か？それを知って次にどういう行動につながるのかが重要ではないか？

Y 委員 要望したことがちゃんと反映されているか、どういう取り組みがなされているのか、どんな状態にあるか、それも重要な情報のひとつ。

M 委員 町が動く上では、町民と共通の情報を思っていないとうまく行かない。共有＝協働。

M2 委員 相互の情報発信の仕組みを考えておかないとうまくいかないと思う。自治組織からの情報も同様。

M 委員 なぜ必要か、その目的が共有されていないからバラバラの意見が出てきてしまう。自治組織の情報については、経営企画室で加入時のシート作成の取り組みがあり、ここでお互いの自治組織の状況を知ることによって改めて考えることもできる。また、地域経営については「地域経営（まちづくり）」くらいの使い方が適当ではないか？

M2 委員 情報をきちんと提供できるシステム、そして新しい情報を今までの土壌に上乘せできて、みんなで協議ができるシステムづくりが必要。

→条文については合意。ただし、その手法や手段については、具体的に検討していくことが高森町全体としての課題。

地域経営への参加

「わたしたち町民は、地域経営の主体であり、地域経営に参加する権利を持っています。」

・「地域経営」「高森人」での議論、「情報の共有」の議論と整合性を図る必要あり。

→すなわち、住民の主体的な活動をという意識が強ければ、ここでも主体と位置付けてよいのではないか？

【参考】高森町町民参加条例

(基本理念)

第2条 町民参加のまちづくりは、地方自治の本旨に基づき、町民が、自主的な住民自治を基盤として、町と協働し、主体的かつ継続的に行われるよう努めるものとする。

清水 既に制定済みの町民参加条例は、上から町民に自主性や協働への努力を促しているイメージがある。主人公は町民であるため、このような条文とした。

M2 委員 地域経営が何かははっきりしないとイメージがしにくいですが、主体という言葉で表現することは良いと思う。「参加する権利がある」という表現も良いと思う。

A 委員 「町を発展させる」というニュアンスは含んでいるのか？現状維持ではなくて？

清水 前回、小林委員からも伊那食品工業の話題から「経営には持続可能性が重要であり、その内部では常に改革改善を起こしながらスパイラルアップが起きている」という意見があった。そういう意味での発展は含んでいる。また、量的なものだけではなく、質的な発展も含めるととらえている。

Y 委員 「地域経営」という言葉は、話し合ってきたメンバーならよく理解できる。この「地域経営」と言う言葉がどれだけ浸透するかが、この条例の浸透度を表すバロメーターになるのではないか？

M 委員 食品工業は良い会社をつくりましょうが理念。そこから社員ひとりひとりが生き生きとした社風が生まれている。こういう町を目指すのも確かに大切。

→条例案にはほぼ合意。ただし、「地域経営」と言う言葉がどの程度表現できるかがカギ。

「高森人の育成」

→前述の定義「高森人」の議論をもとに、条例案を事務局で作成する。

3 情報共有の推進

情報の共有

「わたしたち町民は地域経営に関する情報を取得する権利を持っています。」

→知る権利について明記している。

→町民の能動的な活用まで含む？※前回の「情報共有の原則」の結論が絡むはず

【参考】高森町町民参加条例

(町の役割)

第4条 町は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう町民参加の機会の提供に努めるとともに、町民参加を円滑に推進するための行政情報の公開並びに十分な説明に努めるものとする。

2 町の執行機関に置く付属機関の会議は、原則として公開するよう努めるものとする。

3 町の執行機関に置く付属機関の委員を町民の中から任命しようとする場合は、公募の委員を加えるよう努めるものとする。

清水 既に制定済みの町民参加条例で、町の情報の役割は明記している。そこで、あえてここでは町民の知る権利を明確にしている。この項目名は「情報の共有」ではなく「知る権利」としたほうが明確か。

M2 委員 ここは大変重要で、概ね合意できる。今後は、何のために情報を取りに行くのか、例えば参加するために取りに行くとするればわかりやすい。

Y 委員 取得する権利を明記することは重要。ただし、どこまで行使するかどうかは個人の自由。また、どこまで定めるかで「権利、義務、責任」という表現は変わってくるはず。

O 委員 先ほどの人材育成のところでも検討された事項が入れば、この表現は「知る権利」の明記で良いのではないかと。

→条文案で合意。項目名は「知る権利」などと表現する。

情報の発信

「わたしたち町民は、一人一人が町の魅力を伝える媒介として、誇りを持って町の魅力を内外に発信するように努力します。」

→まちパワ報告書から（宿題では意見無し）

M2 委員 「努力します」という表現は、現に行われているモラルの欠如を助長しかねないのではないかと。また、地域の課題はどこで、誰が発信するのか？

Y 委員 考えは分かるが、発信していくことこそがまちづくりではないかと。

→今までの議論を踏まえ、地域の課題があったその受け皿となるのは地域であり行政であり議会だと考える。この部分をこの項目か、または行政やコミュニティの役割の部分で入れることで検討する。

個人情報の保護

「町は、個人の権利・利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、利用、提供、適正管理等について、必要な措置を講じなければなりません。」

・情報を取り扱う上で、既に制定済みの高森町個人情報保護条例で定められている点を要約し再掲している。意見の中でも同様の指摘あり。

【参考】高森町個人情報保護条例より

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で、収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(安全性等適正管理の確保措置)

第13条 実施機関は、個人情報の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

→既に個人情報保護条例にて上記のような規定が条例化されているが、自治基本条例でも情報共有について定めるため、あえてここでも個人情報保護条例を要約したカタチで規定している（ニセコ町の条例を参考）。

M 委員 参加する、しないで情報が制限されるのは非常に危うい。例えば自治組織で有事の際には、地域内の住民を全体で支えることが重要である。まちづくりは相互信頼関係のうえに成り立っている。

→この条文案については合意。ただし、個人情報保護については法令や条例で使いにくくなっている課題は否めず、これからの高森町の課題。

6 町民の役割と責務

町民の責務 ※役割くらいの表現でよいか？

「わたしたち町民は、地域経営の主体であることを自覚し、その活動において、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません」

→では、高森町ではそもそも町民の責務（役割という表現？）を盛り込むのか？

→盛り込むとしたら、どういう表現にするのか？

清水 他町村の条文などを参考に条文案を作成した。ただし今までの意見では慎重的な意見が多い。

M2 委員 意見の誤りへの指摘がその人への人格否定にもなってしまいがち。個人自体の非難につながりかねない危険性を感じる。結果、言いたいことを言えなくなるという萎縮につながらないだろうか？

Y 委員 責任という言葉が条例に入れたからと言って罰則規定はもちろん無く効力がないものだとは思いますが、これを他の条文とどのように絡めていくのかが重要ではないか。

A 委員 町民が地域経営の主体であるという自覚があれば責任を問うような話にはならないはず。

Y 委員 また他市町村の条例を見ても自治基本条例は首長・行政・議会といった権力を持つものたちを制約する意味を持つものが大半。町民の側までこのように責務を課す必要があるのか？

M2 委員 地域経営の主体と一員として「積極的に参加しましょう」という点が重要ではないか。「発言と行動に責任を持つ」というのは少し今の高森町では厳しいのではないか。また全員が先頭にたって参加することだけでなく、裏で支えるフォローアップの参加も重要ではないか。そういう意味では、まずいろんな形で町民が地域経営に参加することが大事ではないか。

→高森町の現状を考えると町民の役割として「まず主体として自覚し、積極的に多様な参加をしましょう」のような表現として検討する。

(21 : 25) 「町民の責務」の項目終了

3.次回日程

・2/17（月）に開催。

(21 : 30) 終了